

## 江田島市空家等対策協議会の役割

## 1. 趣旨

「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下「特措法」という。）により、市町村には、空き家対策を総合的かつ計画的に実施することが求められており、特措法の趣旨を踏まえ、「空家等対策計画」の作成及び実施に関する協議を行うため、江田島市空家等対策協議会を設置します。

本協議会は、必ずしも設置が義務付けられているものではありませんが、「空家等対策計画」の作成等のほか、特定空家等の認定など、空き家対策は専門的な見地に基づき審査、審議、調査等を行う必要があるため、江田島市としても協議会を設置して体制の充実を図ることにしました。

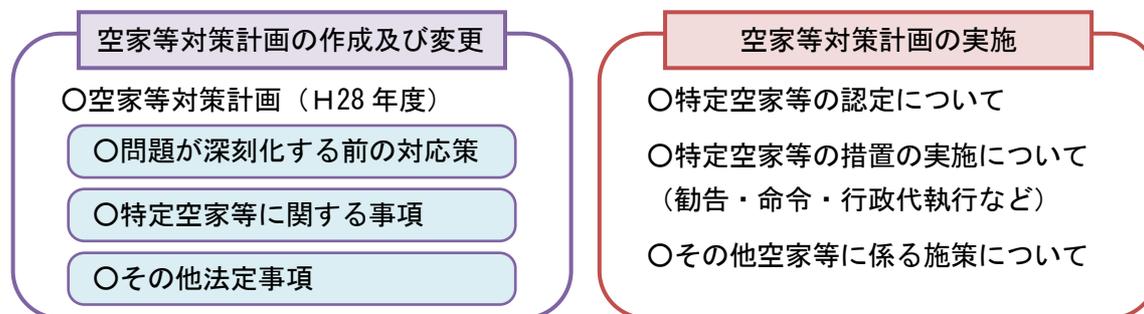
このほか、空き家対策に取り組む各主体間の連携を強化し、相互に協力し合う協働で対策を進める場としての役割が期待されています。

## 2. 根拠法令等

- ・特措法第7条に規定する協議会
- ・江田島市空家等対策協議会設置要綱

## 3. 主な協議事項

- ・空家等対策計画の作成及び変更に関すること
- ・空家等対策計画の実施に関すること



## 4. 委員構成（別添名簿）

- ・地域住民，市議会議員
- ・学識経験者（大学教授，法務・不動産・建築・福祉の分野）
- ・行政機関（市長）

## 5. 委員任期

- ・2年間（再任は可）

# 江田島市空家等対策協議会の役割

法7条1項  
**江田島市空家等対策協議会**  
 (構成)市長, 市議会議員, 地域住民, 学識経験者

